

## 高等学校学習指導要領比較対照表【看護】

改 訂(平成30年告示)	現 行(平成21年告示)
<p>第3章 主として専門学科において開設される各教科</p> <p>第6節 看 護</p> <p>第1款 目 標</p> <p>看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。</p> <p>(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。</p>	<p>第3章 主として専門学科において開設される各教科</p> <p>第6節 看 護</p> <p>第1款 目 標</p> <p>看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、看護の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。</p>
<p>第2款 各 科 目</p> <p>第1 基礎看護</p> <p>1 目 標</p> <p>看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する基礎的な技</p>	<p>第2款 各 科 目</p> <p>第1 基礎看護</p> <p>1 目 標</p> <p>看護の意義と保健・医療・福祉における看護の役割を理解させ、日常生活の援助及び診療における看護に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、看護を適切に行う能力と態度を育てる。</p>

術を身に付けるようにする。

- (2) 看護に関する基礎的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 基礎看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、日常生活の援助及び診療に伴う援助における看護の課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

## 2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

### (1) 看護の本質

- ア 看護の意義
- イ 看護の役割と機能
- ウ 看護の対象
- エ 協働する専門職
- オ 看護における倫理

### (2) 看護の共通技術

- ア コミュニケーション
- イ 感染予防
- ウ 安全管理
- エ フィジカルアセスメント
- オ 看護過程

### (3) 日常生活の援助

- ア 日常生活の理解
- イ 環境調整
- ウ 食事と栄養
- エ 排泄<sup>せつ</sup>
- オ 活動と運動

## 2 内容

### (1) 看護の意義と役割

- ア 看護の対象の理解
- イ 看護の意義
- ウ 看護活動の分野
- エ 看護職とその倫理

### (2) 日常生活と看護

- ア 日常生活の理解
- イ 食生活の援助
- ウ 排泄<sup>せつ</sup>の援助
- エ 活動・運動の援助
- オ 睡眠と休息の援助
- カ 身体の清潔の援助
- キ 衣生活の援助
- ク 学習、生産的な活動、レクリエーションの援助
- ケ 病床環境の調整
- コ 安全と医療事故

### (3) 診療と看護

- ア フィジカルアセスメント
- イ 診察・検査と看護
- ウ 与薬
- エ 褥<sup>あん</sup>法・保温

カ 休息と睡眠

キ 清潔と衣生活

(4) 診療に伴う援助

ア 呼吸・循環・体温調整

イ 与薬

ウ 創傷管理

エ 診察・検査・処置

オ 救命救急処置

カ 終末時のケア

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目]の(1)については、望ましい看護観や職業観及び看護職に求められる倫理観を育成すること。

イ [指導項目]の(2)から(4)までについては、身近な事例を取り上げて演習などを行い、知識と技術の統合化を図るとともに、科学的根拠を踏まえた安全で安楽な援助について考察できるよう工夫すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目]の(1)については、人間理解を基盤とする看護の基本的な概念、保健・医療・福祉における看護の役割及び看護職としての使命と責任について扱うこと。

イ [指導項目]の(2)については、看護の対象となる人々との信頼関係の重要性、感染対策としての標準予防策、医療安全対策として転倒・転落及び誤薬の防止などを扱うこと。また、看護を計画的に実施し評価する一連の過程を扱うこと。

ウ [指導項目]の(3)については、対象者の状態に応じた日常生活の援助の基礎的な知識と技術を扱うこと。

エ [指導項目]の(4)については、診療に伴う援助の基礎的な知識と技術を扱うこと。オについては、トリアージを含む災害直後の支援に関す

オ 褥瘡<sup>じよくそう</sup>の予防と手当て

カ 無菌法と院内感染の予防

キ 救急処置

ク 災害看護

(4) 看護活動の展開

ア 患者との人間関係

イ 疾病・障害の状態と看護

ウ 看護の展開

エ 看護活動の場における組織

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、望ましい看護観や職業観及び看護職としての倫理観を育成すること。

イ 内容の(2)及び(3)については、講義と実習の一体的な指導により、知識と技術が統合化されるようにすること。

ウ 内容の(4)のエについては、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、人間理解を基盤とする看護の基本的な概念及び保健・医療・福祉における看護の役割及び看護職としての使命と責任について扱うこと。

イ 内容の(2)については、患者の状態に応じた日常生活の援助をするための基礎的な知識と技術を扱うこと。

ウ 内容の(3)については、診療における看護に関する基礎的な知識と技術を扱うこと。

エ 内容の(4)については、患者との適切な人間関係を形成するためのコミュニケーションの重要性とコミュニケーションの方法を扱うこと。ま

る基礎的な知識と技術についても扱うこと。

た、看護の援助を計画的に実施し評価する看護活動の一連の過程及び看護活動の場における組織や看護体制を扱うこと。

## 第2 人体の構造と機能

### 1 目標

看護の見方・考え方を働かせ、人体の構造と機能に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人体の構造と機能について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 人体の構造と機能に関連する生活行動や健康の基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 人体の構造と機能について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

### 2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

#### (1) 解剖生理

- ア 人体の構成
- イ 器官系の構造と機能
- ウ 生体の恒常性
- エ 生体の防御機構

#### (2) 栄養

- ア 栄養素の働き
- イ 栄養素と代謝
- ウ 食生活と健康
- エ ライフステージと栄養
- オ 病態と栄養

## 第2 人体と看護

### 1 目標

看護を实践するために必要な人体に関する知識を習得させ、人体と生活及び環境との関係について理解させる。

### 2 内容

#### (1) 人体の構造と機能

- ア 人体とその構成
- イ 器官系の構成と働き
- ウ 生体の恒常性とその維持
- エ 人体の機能と生活行動

#### (2) 栄養

- ア 栄養素と食品
- イ 栄養と生命維持
- ウ ライフステージと栄養
- エ 病態と栄養

#### (3) 感染と免疫

- ア 病原微生物の種類と特徴
- イ 感染と人体の防御機構
- ウ 滅菌と消毒

### 3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 日常生活の食事、排泄<sup>せつ</sup>、活動と運動、休息と睡眠などと関連付けて理解できるよう工夫すること。

イ [指導項目] の(1)については、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)については、人体の構造と機能を生活行動や健康の保持と関連付けて扱うこと。

イ [指導項目] の(2)については、健康の保持増進のための栄養の生理、食習慣と健康及び食事療法の基礎的な内容を扱うこと。

### エ 病原微生物の検査

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「疾病と看護」、「生活と看護」の内容構成を踏まえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解を深めることができるように工夫すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、各器官系を構成する器官の構造と機能について、基本的な生活行動と関連させて扱うこと。なお、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

イ 内容の(2)については、生命維持のための栄養の生理、食習慣と健康及び食事療法の基礎的な内容を扱うこと。

ウ 内容の(3)については、主な病原微生物の種類と特徴及び免疫の仕組みの基礎的な内容を扱うこと。

## 第3 疾病の成り立ちと回復の促進

### 1 目標

看護の見方・考え方を働かせ、疾病の成り立ちと回復の促進に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 疾病の成り立ちと回復の促進について体系的・系統的に理解するようにする。

(2) 疾病の成り立ちと回復の促進に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 疾病の成り立ちと回復の促進について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、多様な人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

## 第3 疾病と看護

### 1 目標

看護を実践するために必要な疾病、治療及び薬物に関する知識を習得させ、これらと疾病からの回復を促進させるための看護との関連について理解させる。

## 2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

### (1) 疾病の原因と生体の回復

- ア 疾病の予防・早期発見
- イ 疾病の原因
- ウ 生体の回復

### (2) 基本的な病因

- ア 循環障害
- イ 炎症
- ウ 代謝障害
- エ 遺伝と先天異常
- オ 免疫異常
- カ 腫瘍
- キ 感染

### (3) 疾病の診断過程と治療

- ア 疾病の診断過程
- イ 疾病と臨床検査
- ウ 主な治療法

### (4) 各機能の障害

- ア 呼吸機能の障害
- イ 循環機能の障害
- ウ 栄養の摂取・消化・吸収・代謝機能の障害
- エ 内部環境調節機能の障害
- オ 造血機能の障害
- カ 免疫機能の障害
- キ 神経機能の障害

## 2 内 容

### (1) 疾病の成り立ちと回復の過程

- ア 疾病の成り立ち
- イ 回復の過程
- ウ 疾病と検査
- エ 系統別疾患

### (2) 薬物と薬理

- ア 薬物の作用
- イ 薬物と生体の反応
- ウ 薬物の管理
- エ 薬物治療

- ク 運動機能の障害
- ケ 排泄機能の障害
- コ 生殖機能の障害
- サ 精神機能の障害

(5) 疾病と薬物

- ア 薬物の作用
- イ 薬物と生体の反応
- ウ 薬物療法
- エ 薬物による健康被害

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 看護科に属する各科目と関連付けて、疾病の予防や早期発見、病態と治療、回復の促進に関する基礎的な内容の理解を基に、人間の健康を身体的のみならず、精神的・社会的な側面から統合して考察できるよう工夫すること。
- イ [指導項目] の(4)及び(5)のウについては、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア [指導項目] の(1)から(3)までについては、病理病態の基礎的な事項を扱うこと。
- イ [指導項目] の(4)については、各機能障害の病態生理について、回復過程を含めて扱うこと。
- ウ [指導項目] の(5)については、薬理の基礎的な内容を扱うとともに、基本的な薬物について臨床での活用と関連付けて扱うこと。

第4 健康支援と社会保障制度

1 目標

看護の見方・考え方を働かせ、健康支援としての公衆衛生と社会保障制度

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、「人体と看護」、「生活と看護」の内容構成を踏まえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解を深めることができるように工夫すること。
- イ 内容の(1)のエ及び(2)のエについては、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、病理及び主な疾患の病態生理について、疾病からの回復の過程を含めて扱うこと。
- イ 内容の(2)については、薬理に関する基礎的な内容を扱うとともに、基本的な薬物について臨床での活用と関連させて扱うこと。

第4 生活と看護

1 目標

看護を実践するために必要な精神保健、生活者の健康及び社会保障制度に

に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 健康支援と社会保障制度について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 健康支援と社会保障制度に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 健康支援と社会保障制度について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、社会の変化に対応した生活の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

## 2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

### (1) 公衆衛生

- ア 公衆衛生の基本
- イ 生活環境と健康
- ウ 生活者の健康増進
- エ 感染症と対策
- オ 保健活動

### (2) 社会保障制度

- ア 社会保障制度の基本
- イ 保健に関する制度
- ウ 医療に関する制度
- エ 福祉に関する制度

## 3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔指導項目〕の(1)については、学科の特色に応じて、その概要を扱

関する知識を習得させ、社会生活における医療と保健及び福祉との関係について理解させる。

## 2 内容

### (1) 精神保健

- ア 心の働きと発達
- イ 心の健康
- ウ ストレスとその対処
- エ 精神保健活動

### (2) 生活と健康

- ア 生活環境と健康
- イ 人々の生活と健康
- ウ ヘルスプロモーションと公衆衛生

### (3) 社会保障制度と福祉

- ア 社会保障と社会福祉
- イ 保健医療福祉制度
- ウ 保健医療福祉関係法規

## 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。



<p>う程度とすることができること。</p> <p>(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア [指導項目] の(1)については、公衆衛生の基本的な内容を扱うこと。</p> <p>イ [指導項目] の(2)については、保健・医療・福祉の基本的な制度と関係する法規を看護活動と関連付けて扱うこと。</p>	<p>ア 指導に当たっては、「人体と看護」、「疾病と看護」の内容構成を踏まえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解を深めることができるように工夫すること。</p> <p>イ 内容の(2)のウについては、学科の特色に応じて、扱わないことができること。</p> <p>(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 内容の(1)については、性の発達と心の健康との関連も扱うこと。</p> <p>イ 内容の(2)については、生活環境や生活行動と健康との関連及びヘルスプロモーションや公衆衛生の基本的な内容を扱うこと。</p> <p>ウ 内容の(3)については、社会保障及び社会福祉の理念と基本的な制度を扱うこと。ウについては、看護及び看護活動と関連の深い保健医療福祉等に関する法規の概要を扱うこと。</p>
<p>第5 成人看護</p> <p>1 目標</p> <p>看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、成人看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 成人看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 成人看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。</p> <p>(3) 成人看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、成人の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。</p> <p>2 内容</p> <p>1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。</p> <p>[指導項目]</p>	<p>第5 成人看護</p> <p>1 目標</p> <p>成人の心身、生活、保健及び疾病について理解させ、成人の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 成人の生活・健康の特徴と看護</p> <p>ア 生活と健康の特徴</p> <p>イ 健康問題の特徴</p>

(1) 成人の健康と看護

- ア 成人各期の特徴
- イ 成人の保健と福祉
- ウ 成人看護の特徴
- エ 成人看護の倫理的課題

(2) 健康レベルや障害の状況に応じた看護

- ア 急性期
- イ 慢性期
- ウ 終末期
- エ リハビリテーション看護
- オ がん看護

(3) 機能障害のある患者の看護

- ア 呼吸機能障害
- イ 循環機能障害
- ウ 消化・吸収機能障害
- エ 栄養代謝機能障害
- オ 内部環境調節機能障害
- カ 内分泌機能障害
- キ 身体防御機能障害
- ク 脳・神経機能障害
- ケ 感覚機能障害
- コ 運動機能障害
- サ 排尿機能障害
- シ 性・生殖・乳腺機能障害

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア [指導項目]の(2)及び(3)については、具体的な事例を取り上げ、「疾病の成り立ちと回復の促進」と関連付けて演習などを行い、成人の個別

ウ 成人期の疾患の特徴

エ 成人看護の特徴

(2) 機能障害と看護

- ア 循環機能障害と看護
- イ 呼吸機能障害と看護
- ウ 栄養摂取・代謝障害と看護
- エ 内部環境調節障害と看護
- オ 生体防御機能障害と看護
- カ 感覚 機能障害と看護
- キ 認知機能・コミュニケーション障害と看護
- ク 運動機能障害と看護
- ケ 排泄機能障害と看護
- コ 性機能障害と看護

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(2)については、必要に応じて実習を行い、成人の特質に応じ

性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。

イ [指導項目] の(3)については、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)については、健康課題及び倫理的課題の現状を成人各期の特徴と関連付けて扱うこと。

イ [指導項目] の(2)については、健康レベルや障害の状況に応じた看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

ウ [指導項目] の(3)については、様々な機能障害のある人の診療と日常生活の援助に関する看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

た基本的な看護の方法を習得させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、成人の成長発達に伴う身体的変化と精神的・社会的発達、生活の特徴、健康問題などとそれに関連する成人の看護の特徴について扱うこと。

イ 内容の(2)については、身体の様々な機能障害とそれがもたらす日常生活の制限と治療にかかわる看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。なお、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

## 第6 老年看護

### 1 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、老年看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 老年看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 老年看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 老年看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、高齢者の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

### 2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 高齢者の特徴と看護

## 第6 老年看護

### 1 目標

高齢者の加齢、生活、保健及び疾病について理解させ、高齢者の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

### 2 内容

(1) 老年期の生活と健康

ア 老年期の理解

イ 身体的・精神的・社会的機能の変化

ウ 日常生活の特徴

- ア 高齢者の生活と健康
- イ 高齢者の保健と福祉
- ウ 老年看護の特徴
- エ 老年看護の倫理的課題

(2) 高齢者の生活を支える看護

- ア 高齢者のアセスメント
- イ コミュニケーション
- ウ 食事と栄養
- エ 排泄<sup>せつ</sup>
- オ 清潔
- カ 歩行・移動
- キ 睡眠
- ク 活動と生きがい

(3) 診療を受ける高齢者の看護

- ア 急性期
- イ 慢性期
- ウ 終末期

(4) 高齢者に多い健康障害と看護

- ア 感染症
- イ 骨折
- ウ パーキンソン症候群
- エ 認知症
- オ うつ
- カ せん妄

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 具体的な事例を取り上げて演習などを行い、高齢者の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。

- エ 健康状態の多様性とその課題

(2) 高齢者の保健医療福祉の動向

- ア 高齢者を取り巻く社会
- イ 高齢者の保健医療福祉施策の概要

(3) 高齢者の日常生活の障害と看護

- ア 生活に視点を置いた看護
- イ 高齢者のフィジカルアセスメント

(4) 高齢者の代表的な障害と看護

- ア 視覚・聴覚障害と看護
- イ コミュニケーション障害と看護
- ウ 排泄<sup>せつ</sup>障害と看護
- エ 日常生活動作の障害と看護
- オ 認知症・精神<sup>ししょう</sup>障害と看護
- カ 骨粗鬆症と看護

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)から(4)までについては、必要に応じて実習を行い、高齢者

イ [指導項目] の(4)については、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)については、高齢者が人間としての尊厳を保ち、自立した生活が送れるよう支援することの重要性について扱うこと。

イ [指導項目] の(2)については、高齢者の健康状態と生活行動との相互作用を理解し、生活を支えるための看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

ウ [指導項目] の(3)については、診療を受ける高齢者の病期別の看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

エ [指導項目] の(4)については、高齢者に多い健康障害とその治療に関する看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

の特性に応じた基本的な看護の方法を習得させること。

イ 内容の(4)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、高齢者を身体的、精神的、社会的側面など多様な視点から理解し、人間としての尊厳を保ち、自立した生活が送れるよう支援することの重要性について扱うこと。

イ 内容の(2)については、高齢者を支える基本的な社会保障制度や福祉制度について扱うこと。また、社会構造の変化や高齢化の進展に伴う高齢者の保健医療福祉の問題について扱うこと。

ウ 内容の(3)及び(4)については、老化と疾病の程度に応じた老年看護の必要性とその方法の基礎的な内容について扱うこと。

## 第7 小児看護

### 1 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、小児看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 小児看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 小児看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 小児看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、小児の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

### 2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

[指導項目]

## 第10 小児看護

### 1 目標

小児の特質、生活、保健及び疾病について理解させ、小児の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

### 2 内容

(1) 小児の健康と看護

ア 小児看護の意義

イ 小児の保健と福祉

(1) 小児の健康と看護

- ア 小児の健康の特徴
- イ 小児の保健と福祉
- ウ 小児看護の特徴
- エ 小児看護の倫理的課題

(2) 小児各期の健康課題と看護

- ア 新生児期・乳児期
- イ 幼児期
- ウ 学童期
- エ 思春期

(3) 診療を受ける小児の看護

- ア 診療に伴う看護
- イ 急性期
- ウ 慢性期
- エ 終末期

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア [指導項目]の(2)及び(3)については、具体的な事例を取り上げて演習などを行い、小児の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。
- イ [指導項目]の(3)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア [指導項目]の(1)については、小児保健及び倫理的課題の現状を扱うこと。
- イ [指導項目]の(2)については、健康課題を小児各期の成長・発達の特徴と関連付けて扱うこと。
- ウ [指導項目]の(3)については、診療を受ける小児とその家族に対す

(2) 小児の成長・発達と看護

- ア 小児の成長・発達
- イ 小児の日常生活と看護

(3) 健康問題のある小児と看護

- ア 健康問題のある小児と家族の看護
- イ 主な症状と看護
- ウ 急性期にある小児の看護
- エ 慢性期にある小児の看護

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(2)及び(3)については、必要に応じて実習を行い、小児の特質に応じた基本的な看護の方法を習得させること。
- イ 内容の(3)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)のアについては、小児の健康と小児看護の基本的な概念について扱うこと。イについては、小児保健の現状と小児の保健・福祉に関する基本的な法規や制度の概要を扱うこと。
- イ 内容の(2)については、小児期の成長・発達に関する基礎的な内容と小児の日常生活、家族の子どもに対するかかわり方や生活指導、育児に

る病期別の看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

おける家族の役割などについて看護と関連付けて扱うこと。

ウ 内容の(3)については、健康問題のある小児とその家族に対する看護に関する知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

## 第8 母性看護

### 1 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、母性看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 母性看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 母性看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 母性看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、母性の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

### 2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 母性の健康と看護
  - ア 母性の概念
  - イ 母子保健の動向
  - ウ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
  - エ 母性看護の特徴
  - オ 母性看護の倫理的課題
- (2) 女性のライフサイクル各期の健康課題と看護
  - ア 思春期
  - イ 成熟期

## 第9 母性看護

### 1 目標

母性の特質、生活、保健及び疾病について理解させ、母性の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

### 2 内容

- (1) 母性の健康と看護
  - ア 母性看護の意義
  - イ 母子の保健と福祉
  - ウ 人間の性と生殖
- (2) 母性の看護
  - ア 女性のライフステージ各期の特徴と看護
  - イ 周産期における看護
  - ウ 周産期の異常と看護
- (3) 新生児の看護
  - ア 新生児の生理と看護
  - イ 新生児期の異常と看護

ウ 更年期

エ 老年期

### (3) 周産期の看護

#### ア 周産期の正常経過と看護

(ア) 妊娠期の生理と妊婦の看護

(イ) 分娩期<sup>べん</sup>の生理と産婦の看護

(ウ) 産褥期<sup>じょく</sup>の生理と褥婦<sup>じょく</sup>の看護

(エ) 新生児期の生理と看護

#### イ 周産期の異常と看護

(ア) 妊娠期の異常と看護

(イ) 分娩期<sup>べん</sup>の異常と看護

(ウ) 産褥期<sup>じょく</sup>の異常と看護

(エ) 新生児期の異常と看護

### 3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 具体的な事例を取り上げて演習などを行い、母性看護の対象となる人々の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。

イ [指導項目] の(3)のイについては、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)については、母性と母性看護の基本的な概念、母子保健の現状及び関連する制度、生命倫理を含む倫理的課題の現状を扱うこと。

イ [指導項目] の(2)については、ライフサイクル各期の特徴と健康課題を関連付けて扱うこと。

ウ [指導項目] の(3)については、妊婦、産婦、褥婦<sup>じょく</sup>、新生児に対する看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)、(3)については、必要に応じて実習を行い、母性看護の対象及び新生児の特質に応じた基本的な看護の方法を習得させること。

イ 内容の(2)のウ、(3)のイについては、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、母性看護の対象となる人の健康と母性看護の基本的な概念について扱うこと。イについては、母子保健の現状と母子の保健・福祉に関する基本的な法規や制度の概要を扱うこと。

イ 内容の(2)については、母性の健康及び妊婦、産婦、褥婦<sup>じょく</sup>に対する看護に関する知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

ウ 内容の(3)については、新生児に対する看護に関する知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。



## 第9 精神看護

### 1 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、精神看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 精神看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 精神看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 精神看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の心身の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

### 2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

#### (1) 精神の健康と看護

- ア 精神の健康
- イ 精神機能の構造と発達
- ウ ストレスと危機
- エ 精神保健の動向
- オ 精神看護の特徴

#### (2) 精神保健医療福祉の変遷

- ア 精神医療の歴史
- イ 精神に障害のある人の権利擁護
- ウ 精神保健福祉制度の変遷

#### (3) 精神障害の状況に応じた看護

- ア 検査

## 第7 精神看護

### 1 目標

精神看護の意義と役割及び精神に障害のある人の看護の実際を理解させ、精神看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

### 2 内容

#### (1) 精神の健康と看護

- ア 精神の構造と機能
- イ 精神看護の基本概念

#### (2) 精神医療の歴史と精神保健福祉

- ア 精神医療看護の変遷
- イ 地域における精神保健医療福祉と看護
- ウ 地域における生活支援

#### (3) 精神疾患と看護

- ア 主な症状と看護
- イ 検査及び治療と看護
- ウ 主な精神疾患と看護

- イ 治療
- ウ 急性期
- エ 慢性期

#### (4) 主な精神障害と看護

- ア 症状性を含む器質性精神障害
- イ 精神作用物質による精神及び行動の障害
- ウ 統合失調症
- エ 気分障害
- オ 神経症性障害, ストレス関連障害
- カ 生理的障害, 身体的要因に関連した行動症候群
- キ 成人の人格及び行動の障害
- ク 小児・青年期の精神及び心身医学的疾患

### 3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 精神の健康の保持増進及び精神障害のある人の看護を統合的に学習できるように工夫すること。
- イ [指導項目] の(3)及び(4)については、具体的な事例を取り上げて演習などを行い、精神に障害のある人の個別性に応じた看護を考察できるように工夫すること。
- ウ [指導項目] の(3)及び(4)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア [指導項目] の(1)については、精神の健康に関する基礎的な内容を扱うこと。また、精神看護の基本的な概念や人間関係、リエゾン精神看護、倫理的課題の現状も扱うこと。
- イ [指導項目] の(2)については、精神医療や精神看護の歴史を通して、精神に障害のある人の人権や権利擁護、精神保健医療福祉における看護の役割を扱うこと。また、地域で生活していくための支援システムや必

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、精神の健康の保持増進及び精神障害時の看護を統合的に学習できるようにすること。
- イ 内容の(3)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、精神の健康に関する基礎的な内容について扱うこと。また、精神看護の基礎的な知識や人間関係の成立過程、リエゾン精神看護などについて扱うこと。
- イ 内容の(2)については、精神医療看護の歴史を通して精神に障害のある人の人権や精神保健医療における看護の役割、倫理的配慮について扱うこと。また、地域で生活していくための支援システムや必要な援助についても扱うこと。
- ウ 内容の(3)については、精神症状を有する人に対する看護に関する知

要な援助も扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(3)については、精神障害の状況に応じた看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

エ〔指導項目〕の(4)については、主な精神障害に関する看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

## 第10 在宅看護

### 1 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、在宅看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 在宅看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 在宅看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 在宅看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、在宅療養者の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

### 2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

#### (1) 在宅看護の特徴

- ア 在宅看護の意義
- イ 在宅看護の役割と機能
- ウ 在宅看護の対象
- エ 在宅看護の倫理的課題

#### (2) 在宅療養を支える制度

- ア 地域包括ケアシステム

## 第8 在宅看護

### 1 目標

在宅看護の意義と役割及び看護の実際を理解させ、在宅での看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

### 2 内容

#### (1) 在宅看護の意義と役割

- ア 在宅看護の必要性と対象
- イ 在宅看護の場
- ウ 訪問看護活動の形態

#### (2) 在宅療養者と家族への支援

- ア 訪問看護の準備
- イ 在宅における日常生活
- ウ 訪問看護の実際

- イ 訪問看護制度
- ウ 医療保険制度
- エ 介護保険制度

(3) 在宅療養者と家族等への支援

- ア 療養生活の援助
- イ 治療に伴う援助
- ウ 療養者の状況に応じた援助

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 在宅での療養に近い状況を設定し、看護科に属する各科目と関連付けた演習などを行い、在宅療養者の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。

イ [指導項目] の(3)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)については、生活の場における療養の安全対策、社会資源の活用、地域における多職種との連携、倫理的課題の現状を扱うこと。

イ [指導項目] の(2)については、制度を利用している在宅療養者の具体的な事例も扱うこと。

ウ [指導項目] の(3)については、在宅療養者の日常生活の援助と治療及びその家族等への援助の基礎的な内容を扱うこと。ウについては、終末期の支援も扱うこと。

第11 看護の統合と実践

1 目標

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、看護に関する各科目において習得した内容をもとに学習できるようにすること。また、在宅療養者とその家族に対するクオリティ・オブ・ライフを重視した在宅看護の特徴が学習できるようにすること。

イ 内容の(2)については、講義と実習の一体的な指導により、知識と技術が統合化されるようにすること。

ウ 内容の(2)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のウについては、在宅看護活動、組織的支援活動及びそれに携わる他職種と協働する中での看護の役割も扱うこと。

イ 内容の(2)については、在宅療養者の日常生活への援助とその家族の生活の状態に応じた援助をするための知識と技術に関する基礎的な内容及び診療の補助業務について扱うこと。ウについては、在宅看護における終末期の支援技術についても扱うこと。

第11 看護の統合と実践

1 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の統合と実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 看護の統合と実践について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 看護の統合と実践に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 看護の統合と実践について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

## 2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 看護におけるマネジメント
  - ア 看護活動の質の保証と向上
  - イ 医療安全のマネジメント
  - ウ 多重課題のマネジメント
  - エ 多職種連携
  - オ 看護に関わる政策と行政
- (2) 災害看護
  - ア 災害の種類と医療
  - イ 災害看護の特徴
  - ウ 災害各期の看護
- (3) 国際看護
  - ア 国際保健
  - イ 対象のグローバル化
  - ウ 国際看護活動

看護に関する各科目において習得した内容を臨床で活用できるよう、知識と技術の統合を図るとともに、看護の専門職として必要な能力と態度を育てる。

## 2 内容

- (1) 看護活動と組織
  - ア 保健医療福祉に携わる人々
  - イ 関係職種との連携
  - ウ 医療施設における看護組織
  - エ 国際協力
- (2) 医療安全
  - ア 医療事故発生のメカニズム
  - イ 医療事故防止の考え方
  - ウ 医療安全への取り組み
  - エ 医療従事者の法的責任
- (3) 災害看護
  - ア 災害看護の意義
  - イ 災害各期の対応と看護
  - ウ 災害看護における心のケア
- (4) 統合実践
  - ア 看護計画の立案と評価
  - イ 実践への展開

### 3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 臨床実践に近い状況を設定し、看護科に属する各科目と関連付けた演習などを行うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目]の(1)については、看護活動の質を高めるため、看護業務の現状の分析、看護職の継続教育、医療安全管理体制、チーム医療のマネジメント及び看護政策などを扱うこと。

イ [指導項目]の(2)については、国内外の災害における看護活動を扱うこと。また、心的外傷後ストレス障害などの心のケアや災害弱者への基本的な支援についても扱うこと。

エ [指導項目]の(3)については、国際的な健康課題の現状や取組、看護活動を取り上げ、多様な文化や価値観の理解と尊重の重要性について扱うこと。

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、臨床実践に近い状況を想定した実習を取り入れること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、チーム医療及び他職種との協働の中で看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップについて扱うこと。また、看護のマネジメントと国際社会における諸外国との協力の重要性について扱うこと。

イ 内容の(2)については、医療の安全確保に必要な基礎的な知識を扱うこと。また、具体的な事例を通して、安全の確保に関する看護師の役割、責任及び倫理について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、災害直後から支援できる看護の基礎的な知識や心的外傷後ストレス障害などの心のケアについて扱うこと。

エ 内容の(4)については、看護援助を必要とする患者の設定を臨床に即して行い、その看護過程の展開と実践を行うこと。

## 第12 看護臨地実習

### 1 目標

看護の見方・考え方を働かせ、臨地において実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

(1) 臨地における看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 臨地における看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて解決策を探究し、合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 臨地における看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の安全と安楽を守り、健康の保持増進と生活の質の向上に主体的かつ

## 第12 看護臨地実習

### 1 目標

看護に関する各科目において習得した知識と技術を臨床の場で活用し実践する経験を通して、看護観をはぐくみ、問題解決の能力を養うとともに、チーム医療に携わる様々な職種の役割及び保健医療福祉との連携・協働について理解し、臨床看護を行うために必要な能力と態度を育てる。

協働的に取り組む態度を養う。

## 2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

### (1) 基礎看護臨地実習

- ア 保健医療福祉施設の機能と看護の役割
- イ 対象の理解
- ウ 看護におけるコミュニケーション
- エ 日常生活の援助
- オ 看護の展開

### (2) 領域別看護臨地実習

- ア 成人看護臨地実習
- イ 老年看護臨地実習
- ウ 小児看護臨地実習
- エ 母性看護臨地実習
- オ 精神看護臨地実習

### (3) 統合実践看護臨地実習

- ア 在宅看護臨地実習
- イ 看護の統合と実践

## 3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 生徒が主体的に看護に関する課題を設定し、問題解決を図る学習を行うこと。
- イ 看護科に属する各科目と関連付けるとともに、事前及び事後の指導を適切に行うこと。また、感染や医療事故などの防止及び守秘義務や個人情報保護に関する指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

## 2 内容

### (1) 基礎看護臨地実習

- ア 医療施設の機能と看護の役割
- イ 患者の理解
- ウ 看護におけるコミュニケーション
- エ 日常生活の援助
- オ 看護の展開

### (2) 領域別看護臨地実習

- ア 成人看護臨地実習
- イ 老年看護臨地実習
- ウ 小児看護臨地実習
- エ 母性看護臨地実習
- オ 精神看護臨地実習

### (3) 統合実践看護臨地実習

- ア 在宅看護臨地実習
- イ 看護の統合と実践

## 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、生徒が主体的に設定した看護に関する課題について、問題解決的な学習をさせるようにすること。
- イ 指導に当たっては、臨床の場における学習の効果を高めるために、事前及び事後の指導を適切に行うこと。また、医療事故などの防止及び個

ウ [指導項目] の(1)のオ, (2)のアからオまで, (3)のア及びイについては, 学科の特色に応じて, 扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については, 次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)については, 看護を行う多様な施設の機能と看護の役割, 患者・入所者などの総合的な把握及び看護におけるコミュニケーションの重要性, 対象者の状態に応じた日常生活の援助を扱うこと。

イ [指導項目] の(2)については, 各領域の看護の体験を通して看護の理論と実践とを結び付け, 各領域の看護の特質と対象の個別性について扱うこと。

ウ [指導項目] の(3)については, 看護科に属する各科目の知識と技術の統合化を図れるよう, 臨床での実務に即した実習を行うこと。アについては, 多職種と連携・協働し, 地域や生活の場で行う看護活動を扱うこと。イについては, スタッフ業務や管理業務, 夜間業務の一部を含むなどの総合的な実習を行うこと。

人情報保護に関する指導を徹底し, 安全と衛生に十分留意すること。

ウ 内容の(1)のオ, (2)及び(3)については, 学科の特色に応じて, 扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については, 次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については, 看護実践の基礎として必要な医療施設等の機能と看護の役割, 患者の総合的な把握及び看護におけるコミュニケーションの重要性, 患者の状態に応じた日常生活の援助の方法を扱うこと。

イ 内容の(2)のアについては, 慢性期や急性期, 回復期にある患者の看護の体験を通して看護の理論と実践を結び付け, 成人に対する看護の特質と個別性について扱うこと。イについては, 老年期の患者の看護の体験を通して看護の理論と実践を結び付け, 老年期の特色と看護の特質について扱うこと。ウについては, 小児の発達段階に応じた看護の体験を通して看護の理論と実践を結び付け, 小児に対する看護の特質について扱うこと。エについては, 母性の看護, 新生児の看護の体験を通して看護の理論と実践を結び付け, 対象に応じた看護の特質について扱うこと。オについては, 精神保健活動の場と看護及び精神症状を現している人の看護の体験を通して, 精神症状を現している人に対する看護の特質について扱うこと。

ウ 内容の(3)については, 看護に関する知識と技術を統合させるよう, チーム医療に携わる他職種や保健医療福祉との連携・協働などを含め, 臨床実践の中で必要な基礎的な知識と技術を扱うこと。アについては, 在宅における訪問看護や地域における医療看護活動などの実習を行うこと。イについては, 臨床における看護活動について総合的な実習を行うこと。

## 第13 看護情報

### 1 目標

看護の見方・考え方を働かせ, 看護情報に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して, 看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育

## 第13 看護情報活用

### 1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに, 情報の活用に関する知識と技術を習得させ, 看護の分野で情報及び情報手段を



成することを旨とする。

- (1) 看護情報について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 看護情報に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 看護情報について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の健康に関する課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

## 2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 情報社会の倫理と責任
  - ア 情報社会の特徴
  - イ 情報社会の倫理
  - ウ 情報を扱う個人の責任
- (2) 看護における情報の活用と管理
  - ア 保健医療福祉分野の情報
  - イ 情報システムの特徴
  - ウ 情報の活用
  - エ 情報の管理
- (3) 看護における課題解決
  - ア 課題に応じた情報収集
  - イ 情報分析と解決方法
  - ウ 情報の発信方法

## 3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
  - ア 多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを

主体的に活用する能力と態度を育てる。

## 2 内容

- (1) 情報機器と情報の活用
  - ア 生活と情報の活用
  - イ 情報機器の活用分野
  - ウ 情報通信ネットワーク
- (2) 情報モラルとセキュリティ
  - ア 情報の価値とモラル
  - イ 情報のセキュリティ管理
- (3) 看護と情報機器の活用
  - ア 看護における情報機器活用の目的と意義
  - イ 個人情報の管理
  - ウ 保健医療福祉の現場における看護情報システム

## 3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

通して、生徒が情報及び情報ネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて扱うこと。

イ [指導項目] の(2)については、保健医療福祉関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り上げて扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて扱うこと。

ウ [指導項目] の(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

ア 指導に当たっては、看護に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、看護の分野において情報を主体的に活用できるようにすること。また、他の看護に関する各科目と関連付けて指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、保健医療福祉サービス現場における情報の意義や役割及びコンピュータや医療用電子機器の活用の概要について扱うこと。アについては、医療用電子機器など測定機器の使用について扱うこと。イについては、保健医療福祉の現場における個人情報の管理の実際と重要性について扱うこと。ウについては、看護援助を適切に行うための情報システムの活用を具体的に扱うこと。

### 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、看護の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、疾患や障害とその治療などが生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な看護と関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

(2) 看護に関する各学科においては、「基礎看護」及び「看護臨地実習」を

### 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 看護に関する各学科においては、「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則としてすべての生徒に履修させること。

(2) 看護に関する各学科においては、原則として看護に関する科目に相当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に相当すること。

(3) 地域や医療機関、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

原則として全ての生徒に履修させること。

(3) 看護に関する各学科においては、原則として看護科に属する科目に相当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に相当すること。

(4) 地域や保健医療福祉機関、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

(5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 看護に関する課題について、疾患、治療、生活状況などを把握するとともに当事者の思いを傾聴するなど、多面的な情報を集めて分析し、解決策の考察や協議を経て当事者への支援を行い、その結果を踏まえた振り返りを重視する学習活動を充実すること。また、これらの活動を通して、言語活動の充実を図ること。

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に基づき、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。